

## 吉野川第一期改修百周年に向けて②

～三枚の絵図と古文書から見た吉野川の河道と護岸～

徳島県立文書館 館長 金原祐樹

## はじめに - 連載を担当するに当たって -

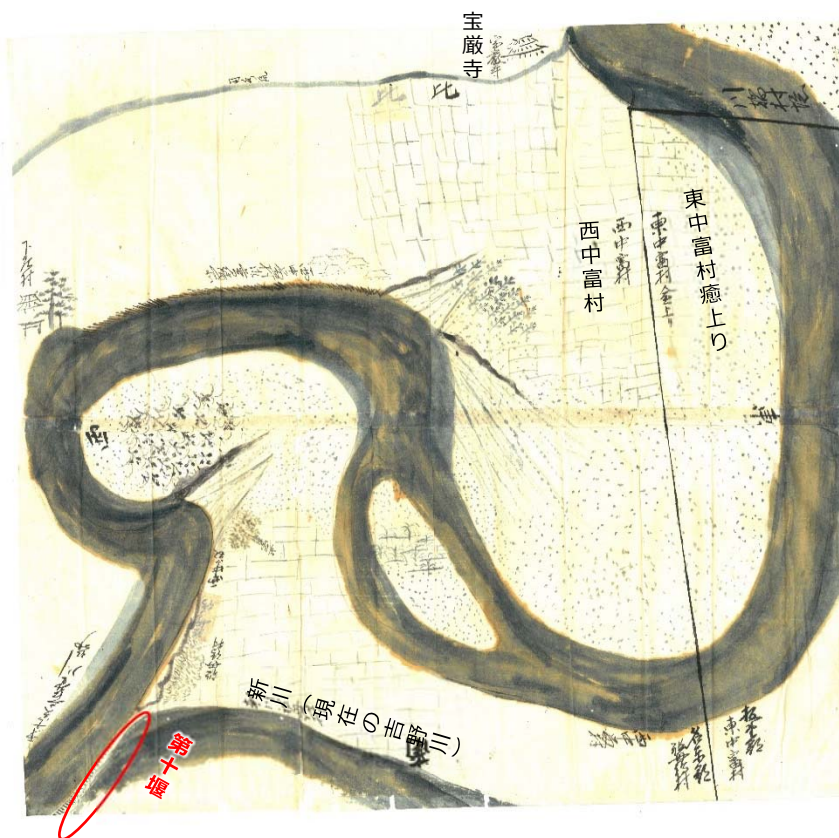
「吉野川探訪」が新しい形となり2回目の執筆は、金原が担当いたします。第1回の執筆は、実際に吉野川河口部に長年住まわれた松下さんによる、江戸時代以降の吉野川河口域の村々の人々と深く関わる第十堰の歴史についての詳細な報告でした。

私は、現在その第十堰に近い石井町に住んでおり、第十堰附近の雄大な吉野川の情景は自然とその地域に住む人びとが創り出した徳島にしかない賜物と考えています。また、平成元年に徳島県立文書館に就職して以来、県内のさまざまな古文書や絵図を見せていただく機会を得ました。吉野川は徳島の人々にとって恵みをもたらす母なる川であるとの認識と共に、幾多の洪水を起こしてきた暴れ川であるという意識もお持ちだと思えます。

現代は吉野川改修工事が進んだことにより、安心できる状況は広がっていますが、それでも過去の実情を知っておくことは必要なことでしょう。それでは、文書館が所蔵する古文書や絵図を中心に、改修工事が進む前の吉野川の様子を見ていきましょう。

## 1. 東中富村犬伏家文書絵図に見る暴れ川吉野川の姿

文書館が所蔵する、板野郡東中富村(現:藍住町)庄屋犬伏家文書に、【図1】の絵図が残っています。第十堰から川端村境迄、東西中富村を流れる吉野川(現:旧吉野川)の様子を描いた絵図です。第十堰で新川(現:吉野川)と分かれた吉野川は、大きく南北に屈曲しながら流れているだけではなく、何れ所も切れて河床に変わりそうになっている様子や、逆に河川敷から畠地等の耕作地に変わる「癒上り」などの文字が見えます。吉野川は暴れ川の上、余りにも大きな河川なので住民は手が付けられず、なかなか大規模な改修は行われなかったと言われていますが、この絵図を



【図1】東中富村犬伏家文書(徳島県立文書館所蔵) 17 00935  
(筆者加筆)

見ると一目で本当にそのような状況に近いことがわかっていただけだと思います。

この絵図には作られた年代等は書かれていませんが、第十堰の姿が記されていることから宝暦2年（1752年）以降に作られた絵図であることがわかります。特に水流の勢いが激しいこの地域では、江戸時代中期のこの時期になっても河道が安定せず、その制御が困難であったことを示しています。



【図2】板野郡分間図之内東西中富村附近（三木文庫所蔵）

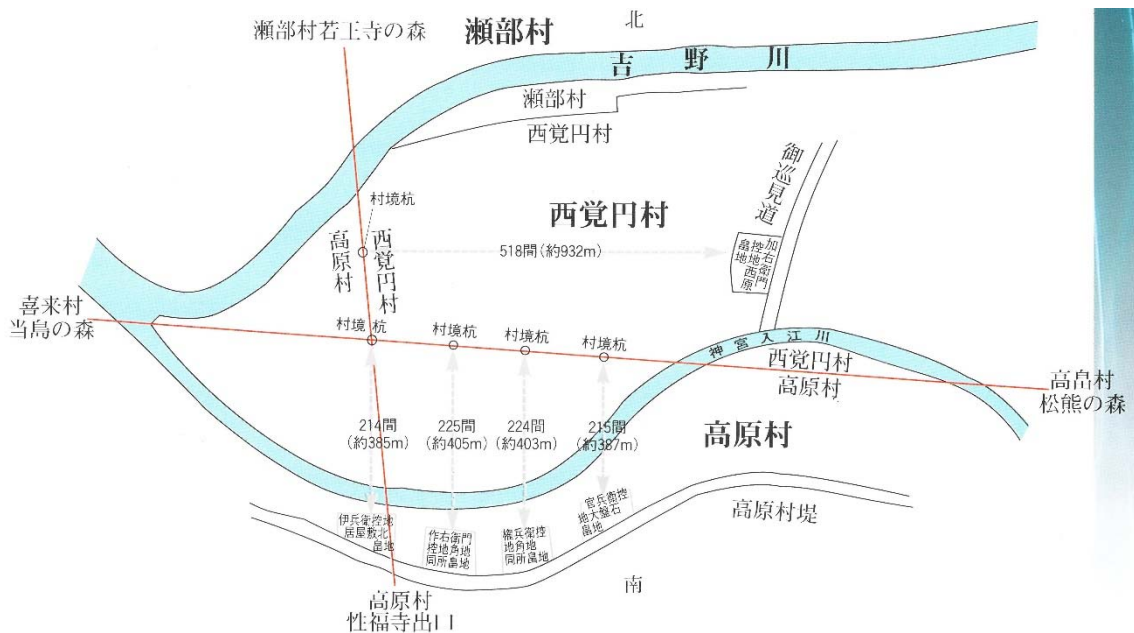
文化10年（1813年）に作図された板野郡図（分間図）のうち東西中富村周辺部分【図2】には、まだ、中州の着いた広い河道が西中富村を南北に分断するように流れています。状況は大きく変わっていないことを示すでしょう。

現在は、第十堰から約1キロ上流に第十樋門が大正12年（1923年）に設置され、水量の調整などが行われている上に、昭和2年（1927年）に完成した吉野川第一期改修によって吉野川と旧吉野川は完全に遮断されたため、第十堰から下流域の治水安全度は飛躍的に高まりました。

犬伏家文書には寛文6年（1666年）の『板野郡之内東中富村川成帳』が残されています。文字通り、元畠地などの耕作地が洪水などによって河道が変わり、河床や河川敷などになってしまったことを徳島藩の検地役人が正式に認めた帳簿です。こうして認められた川成地は、河道が固定すると見られたのか、「永川成」（今後長く川成地として認定する土地）として定められました。こうして新たに耕作地が河床などと認められる一方、河床の土地から耕作地に「癒え上がる」土地も新たに作られます。こうした安定しない河道は、多くの問題を周辺住民にもたらすことになります。

## 2. 吉野川と西覚円・高原村の村境確定

次に紹介する絵図【図3】と古文書は、西覚円村（現：石井町）の天野家文書に残る、享保5年（1720年）の隣村である西覚円村と高原村の村境確定に関するもので「名西郡西覚円・高原両村境出入二付、御見分之上落着被仰附候境目絵図」という表題がついています。



【図3】 (上図) 西覚円村天野家文書 (徳島県立文書館所蔵) 77 200123  
 (下図) 上図の解説 (徳島県立文書館『吉野川中下流域の豪農』図録 (H9) より転載)

江戸時代の村は収税の単位であり、また住民の生活基盤となる単位でもあったため、村境には税を納めるための土地を確保するという重要な意味がありました。こうした村境は元々河道に沿って定められていた可能性が高かったと思いますが、河道が変わることによって、河道とは別の形で新たに村境を定める必要が出てくることとなります。河床となって消えた耕作地は、川の対岸に「癒上り地」となって顕れます。そこで川の対岸に村の飛

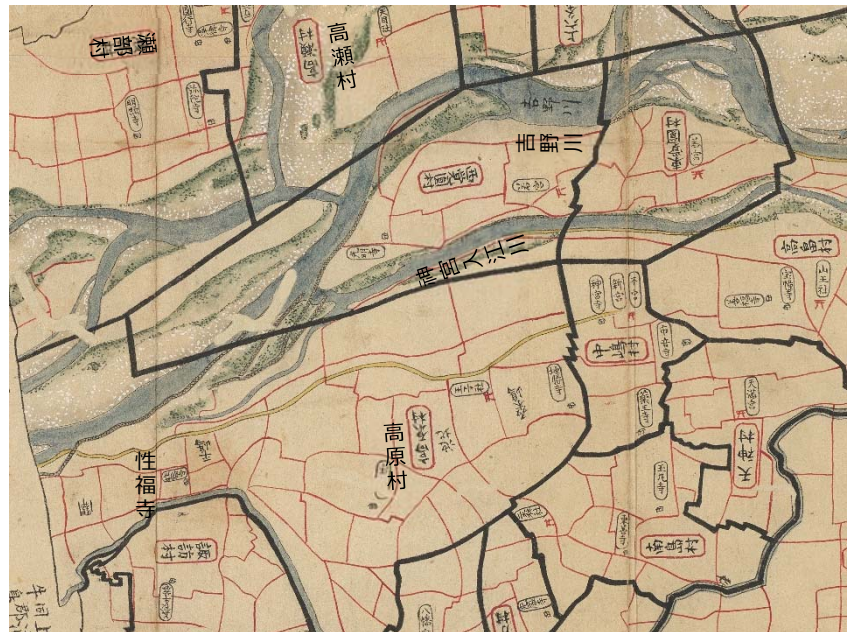
び地が設定されることとなります。

こうして飛び地が定められると、新たな村境が必要となります。この村境はその後の河道の移動に左右されない必要があります。吉野川の沿岸には今でも川を跨いだ飛び地が見られ、こうした新たな村境の設定は、河道が移動を繰り返す吉野川沿岸において頻繁に起きていたものと思われます。

西覚円村と高原村の村境を定めたこの絵図には、左下に古文書が付属しています。この村境の決定については両村の間で総論となり藩に裁定が持ち込まれていました。見分に立ち会った藩役人が作成したこの文書には、西覚円村側の主張を取り、定めた境界線に5ヶ所の杭木を打ち込み、その傍らに柳を植えさらに炭を埋めるという念の入った方法で村境を明らかにすることを定めています。さらに、後に柳が枯れた時の植え替えについて、両村の庄屋・五人組が立ち合いの上で組頭庄屋の指図を得て行うことまで記されています。このとおり、新たな村境を決めるにあたってとてもきめ細かく定めている様子が読み取れます。

両村の南北の境界線は、東は高畠村（現：石井町）松熊の森、西は喜来村（現：吉野川市）当島の森を結ぶ線とし、東西の境界線は、南は高原村性福寺出口と北は瀬部村（現：上板町）若王寺の森を結ぶ線として、2本の線が交わったところに1本目の杭木、さらに東へ3本、北へ1本の杭木、合計5本の杭木を線上に打ち込むとしています。このように森や寺など動かない目印を元に新たな村境を作り、印の杭木のみで無く、印となる柳を植えさらにその根元に炭まで埋めて、洪水などの不測の事態まで見通して村境を定めたのです。こうした新しい村境の定め方は、吉野川の河道が今後も動くことを予見した人々の知恵ということができるでしょう。

【図4】は文化9年（1812年）に作図された名西郡分間図のうち、西覚円村周辺の様子を描いたものです。【図3】の状況と比較すると、河道の流れが大きく変わっている様子が見て取れます。高原村性福寺の位置などを見ると、享保5年に定められた西覚円村と高原村の村境はほぼ変わっていないと考えられます。両村の南西部の村境が変わっていないとすれば、吉野川の流れは南に、神宮入江川の流れは北に河道を変えており、吉野川の本流は西覚円村の西部を貫流する形に、また神宮入江川の南には西覚円村の飛び地が生まれています。



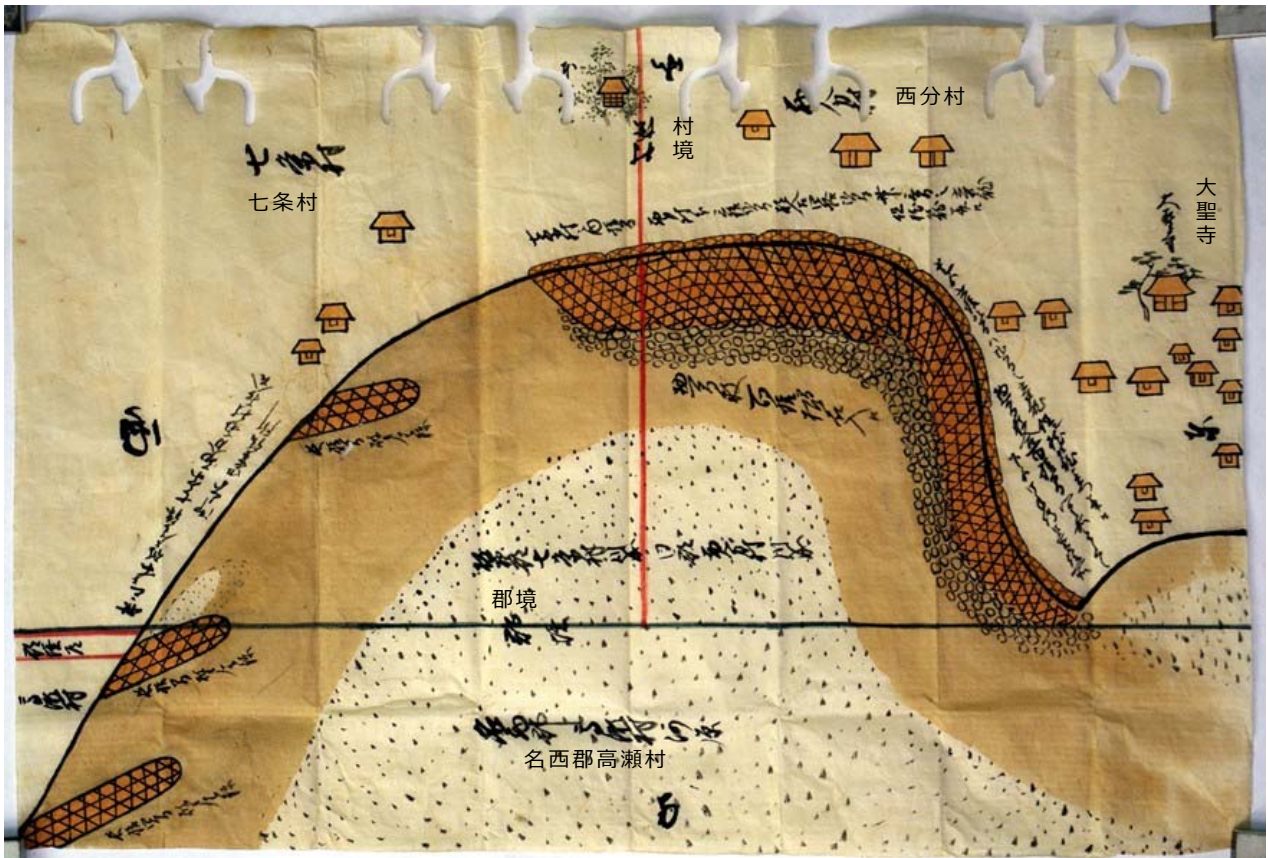
【図4】名西郡図西覚円・高原村付近（林家所蔵）  
（筆者加筆）

僅か90年余りの間にこの地域の吉野川はこれだけ形を変えたのです。西覚円村にとっ

ては、河床となった土地が増加して畠などの耕地が減少することになり、村の運営は厳しくなったと考えられますが、河道が変わっても、享保5年に定められた村境の原則は変わらなかったのです。

### 3. 暴れ川吉野川に立ち向かう一山田家文書西分村<sup>ふしん</sup>普請所絵図一

最後に紹介する絵図【図5】は、住吉村組頭庄屋山田家に残る、板野郡西分村（現：上板町）吉野川の川除普請（<sup>こがん</sup>護岸工事）について記したものです。吉野川の流れにより飲み込まれそうになっている西分村の人々が、巨大な護岸工事を行うことによって立ち向かおうとする様子が一目でわかります。この絵図にも関係する古文書が残されており、その詳細を知ることができます。



【図5】住吉村山田家文書（徳島県立文書館所蔵）マ 204494（筆者加筆）

寛政4年（1791年）に出されたこの文書の本文を作成した西分村庄屋永介が書き記している吉野川の状況はかなり衝撃的です。

「西分村は吉野川縁の村であるが、段々と吉野川の水の当たる方向が悪くなり、吉野川縁にある藍作の上等な畠が昼夜を問わず吉野川に崩れ込む状況になっている。さらに最近では吉野川の河道が人家にも近づいており、このまま放置しておけば、村の真ん中が川の流路となり、人が住めるところでは無くなります。今は少しの猶予もありません。」

まさに吉野川の流れが刻々と変わり、上等な藍畠を持つ、生産性の高い西分村を飲み込もうとしている様子が読み取れます。吉野川の沿岸は、藍作の好適地でしたが、一方で吉

野川に飲み込まれる危険性があるほど川に近い土地に畠が作られていた様子もわかります。こうした川に近い畠を飲み込むのみならず、川の本流は人家へと近づいて、このままでは人が住めない土地になると嘆いています。

「しかし、現在は時期が悪く、再び護岸工事を願い出るとは恐れ多いので、下(庶民)からの冥賀として私(西分村庄屋永介)が監督者を務めて、金策などを進めて護岸工事を完成に導きたいと考え願い出たところご許可をいただきました。」

この古文書は寛政4年春に書かれたものですが、前年寛政3年は秋に大水害が起き、吉野川支流の鮎喰川が破堤しました。鮎喰川の東の堤防が破堤すると徳島城下に危険が及ぶため、周辺の村々から人々が動員される大規模な堤防の仮復旧工事が行われていました。そこで西分村庄屋永介は、藩に西分村の護岸工事を訴えて単に藩の力で行ってもらうのでは無く、自分が監督者となって金策まで行って、藩に庶民の力で工事を行うことを願い出て許可を得たのです。

その工法は、絵図にあるように竹籠を編んで石を詰めたもの(蛇籠ともいう)を、まず枕籠として川岸に並べ、村境を超えて七条村で10間(約18m)、西分村32間(約57.6m)計42間には長さ3間の籠を立てに並べ、西分村68間(約104.4m)には長さ2間の籠を縦に並べ、さらにその内側に石を入れ固定するというものでした。その工事区間は110間(約198m)に及びました。また、文書の中にこの工事の様子は、絵図を作成して提出したことを記しています。

さらに、この様子を見分した護岸工事の管理者達は郡の役人に対して、次のように記しています。

「この西分村の護岸工事は、庶民の力によって完成まで行うことを先日申し上げご許可を得ました。そこで去る4日(3月4日)から工事に取りかかったところ、人々はやる気に満ちて大変精を出したので、絵図に書かれた工事は最早六分どおりできあがっています。今後田植えなどで忙しい時期にかかるために、急いで仕上げなくては農業の妨げにもなるので、銀札で人夫を雇って進めているので、まもなく完成すると思われます。この人夫達の出勤簿や賃銀の支払いは全て帳面にまとめて提出する様にします。そのあたりをご了解ください。」

この工事にかかった西分村の人々は士気も高く、短時間の内に6割方の工事を終えています。春の農業繁忙期も近いので、賃銀で人を雇い一気に工事を終える計画で進めていることを郡奉行に報告しています。ここには5名の工事管理者の名前が出てきますが、この内山田半兵衛は住吉村(現:藍住町)組頭庄屋、武市栄助は下浦村(現:石井町)組頭庄屋、安芸嘉助は神宅村(現:上板町)組頭庄屋、寒川道之丞は唐園村(現:板野町)組頭庄屋で松岡新田(現:徳島市川内町)の開発を始めたという人々です。また伊沢亀三郎は、伊沢村出身の土木巧者で、干拓新田や河川の護岸工事などで様々な功績を挙げ、後に徳島藩士に取り立てられる人物です。こうした吉野川沿岸の実務的な管理者達が藩との連絡を取りながら、民間の力を使いながら吉野川の護岸という大事業に立ち向かおうとしていたことがわかります。

【図6】【図7】は文化9年の名西郡分間図のうち高瀬・高磯村（現：両村とも上板町）付近と、文化10年の板野郡図のうち七条・西分村（現：両村とも上板町）の絵図です。寛政4年の護岸工事は見事に効果を上げたようで、高瀬・高磯の両村の中央に吉野川分流の河道が見られますが、七条・西分の両村にはほとんどかかっていない状況を見ることができます。吉野川沿岸住民の力が吉野川の流れを制したといえるでしょう。



【図6】板野郡図七条・西分村付近(三木文庫)



【図7】名西郡図高瀬・高磯村附近(林家文書)他  
(筆者加筆) ※緑線は【図6】【図7】の重なり部分

## おわりに

この後、徐々に吉野川の分流は様々な堰や護岸・堤防などの普請工事によって解消され、吉野川は本流に封じ込まれて制せられる方向に向かいます。ただこれも一方では江戸末期から明治時代にかけて、直流化することによって大規模化した水害を経験しながらということになります。こうした先人による長年に渡る経験と努力の賜が、現在の吉野川の姿です。そのことを今に生きる我々は忘れてはならないと思います。



【写真1】現在の第十堰周辺（下流側から望む）

本記事内でご紹介した絵図、関連する古文書は、徳島県立文書館でご覧いただけます。

徳島県立文書館：徳島市八万町向寺山(徳島県文化の森総合公園内)

URL <https://archive.bunmori.tokushima.jp/>

TEL 088-668-3700

「吉野川歴史探訪」のバックナンバーは、「Ourよしのがわ」のウェブサイトに掲載しています。本号掲載記事と合わせて引き続きお楽しみください。

「Ourよしのがわ」バックナンバーウェブサイト

